JICA 環境社会配慮助言委員会　第 182 回全体会合
2026 年 9 月 4 日（金）　14:00～17:00
JICA 本部　2 階 202 会議室及びオンライン
議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認

3. ガイドライン運用面の見直し

（1）　ガイドライン運用面の見直し WG 報告①代替案検討の目的と要件（8 月 24 日（月）開催）

4. その他

（1）　第 9 期助言委員会の運営について

5. 今後の会合スケジュール確認他

・次回全体会合（第 183 回）：2026 年 10 月 5 日（月）14:00 から（於：JICA 本部及びオンライン）

6. 閉会

2026 年 7 月 3 日
JICA 環境社会配慮助言委員会
JICA 審査部

環境社会配慮ガイドライン
運用面の見直しワーキンググループにかかる共有事項（案）

１．目的

2022 年 1 月公布の JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「GL」）には、GL の運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5 年以内に運用面の見直しを行う旨が規定されている[1]。

GL 運用面の見直しワーキンググループ（以下「WG」）において、JICA が策定する運用面の見直し案について協議・確認、必要に応じて提言を行うことを目的とする。

２．全体会合

（１）日程の決定

GL 運用面の見直しは、全体会合と議題案毎の個別 WG により実施する。JICA は、個別 WG 会合の日程と議題案を提示する。

（２）全体会合の議事進行

助言委員会全体会合の通常の枠組みに基づき、助言委員会委員長（不在の場合には副委員長）が全体会合の議事進行役を務める。

（３）全体会合への報告・運用面の見直し案確定

事務局は、主査の協力を得ながら個別 WG 会合での協議結果を反映した運用面の見直し案を全体会合において説明する。必要に応じて、個別 WG 会合における協議結果について補足説明を行う。助言委員は運用面の見直し案について議論し、運用面の見直し結果として確定する。

３． 個別 WG 会合

（１）個別 WG 会合概要

原則として、月に 2 回程度、個別 WG 会合を開催する。個別 WG 会合に参加する委員は事前に募集する。個別 WG 会合に参加する委員については、WG 会合が開催される前の月の全体会合までに決定される。助言委員以外から参加希望があった場合は、オブザーバーとして参加することができる。

逐語議事録および回答表、運用面の見直し結果を作成し、ホームページで公開する。

1. GL 2.10、2.抜粋：本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5 年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。

（２）WG 主査の選任

個別 WG では参加委員の中から主査 1 名を個別 WG に先だち選任する。主査は個別 WG 会合の議事進行、および個別 WG にて提案された運用面の見直し案の全体会合における報告を行う。

（３）事前準備

事務局は、個別 WG 会合の事前配布資料を電子データにて、原則、会合開催の 14 営業日前に参加委員に送付する。

委員は事前配布資料を受けて、質問・コメントがある場合は会合開催の 7 営業日前に事務局あてに送付する。事務局は質問・コメントに対する回答案及び運用面の見直し案を作成し、会合開催の 1 営業日前に委員に送付する。

（４）個別 WG 会合の開催

会合当日、JICA は運用面の見直し案を説明する。また WG 会合に参加する委員からの事前コメントや質疑を踏まえた主要な論点に対して JICA の対応を説明し、協議を行う。協議の結果、運用面の見直し案の修正が必要なもののうち、可能なものについてはその場で修正を行う。その後、メール審議にて確認・修正を行い、最終版を全体会合にて説明する。

４．個別 WG 会合において意見書案を作成する場合

（１）意見書案の取りまとめ

各議題案について、個別 WG 会合に参加する委員が、上記運用面の見直し結果を取りまとめた上でも依然として懸念点や論点が残り、助言委員会としての別途意見を残すべきと判断する場合は、主査にその旨提案する。提案を踏まえ、会合に参加する委員の総意として意見表明を行うべきと確認された場合、主査は、個別 WG 会合において意見書を協議し、取りまとめる。

個別 WG 会合後に、主査は、必要に応じてメール審議を行い、意見書案の取りまとめを行うとともに、翌月以降の全体会合で意見書案を説明する。全体会合において助言委員は主査の報告を受けて意見書を確定する。

以上

環境社会配慮ガイドライン　運用面の見直し

第 1 回ワーキンググループ結果

2026 年 8 月 24 日
国際協力機構審査部

代替案検討の目的と要件について

1. 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

＜JICA の運用方針＞

A) 既に事業内容（例: 立地、線形等）が相手国実施機関において決まっている事業や、相手国実施機関に事業内容に対して強い意向がある場合の代替案検討

- ✓ 代替案検討は、ミティゲーションヒエラルキーに沿った環境社会配慮を踏まえて最も望ましい計画を選定することを目的とするが、既に相手国政府による計画等が決まっている場合においても、上記観点からその計画の妥当性を検証することを目的に実施する意義がある。結果として、代替案検討結果が相手国の既存計画や意向と乖離する可能性は否定されず、その場合 JICA は結果を踏まえ、計画の変更や適切な緩和措置等、取り得る対応について相手国と協議を行う。
- ✓ 代替案検討の公正性の観点から、相手国実施機関の意向をそのまま評点に反映することはできないものの、代替案検討の検証にあたり、その意向も予め理解しておくことが望ましい。
- ✓ 一方で、相手国側ステークホルダーの意向の背景や重視する要素を分解した上で、客観的に事業を評価する上で考慮し得る要素（例：上位計画との整合性、経済性、経済裨益効果等）については、評価項目・指標の重みづけ検討に際し考慮し得る。その際は相手国政府の意向の背景を踏まえ評価指標・項目や重みづけ等の根拠を明確化しつつ、客観性を保持することが重要である。
- ✓ ただし、相手国政府の意向が変更困難な場合には、その意向の背景となっている事情の妥当性を確認した上で前提条件として整理し、代替案検討を「事業を実施しない案」との比較等に留めることも認め得る。相手国の変更困難な意向に基づく案が環境社会配慮上許容できないものであれば、JICA はガイドラインに則り、事業を実施しないことを判断する。

B) 現地調査前の情報に基づくスコーピング段階における代替案検討の結論（推奨案の選定）と、協力準備調査を通じた環境社会配慮調査の確認と検証の範囲

- ✓ スコーピング段階における代替案検討では、原則として推奨案は一つに絞る。ただし、代替案検討に利用した評価項目・指標のうち、スコーピング案 WG 段階において継続検証が必要と判断された評価項目・指標については調査にて情報の確認・精緻化を行い、代替案検討時に評価した環境社会影響から大きな変化・相違がないか確認する必要がある。推奨案について重大な環境社会影響が新たに確認された場合や、スコーピング段階の代替案検討時に

評価した環境社会影響から大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて追加調査や助言委員会への報告を実施する。

C) 代替案検討の手法、評価軸の設定と重みづけ、定量的・定性的項目の分類、対象の設定

- ✓ 代替案検討の手法や評価軸は、事業の目的や特性に応じて設定されるべきものであり、画一的な設定を求めるものではないため、それらの設定においては、その根拠を明示し、恣意性をなるべく排除して客観性を保持する必要がある。
- ✓ 代替案検討の手法には、多基準分析（MCA）や加重総和法、関係機関や専門家の意見を反映した一対比較法、条件変更による感度分析等が客観性や妥当性を示す有効な手段として適用されたケースがあるが、個別案件毎の情報量や種類、前提条件等に応じて必要な手法を検討する必要がある。
- ✓ 出来るだけ定量的な評価に努める一方、客観性が担保されない定量的データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがある。例えば、住民移転の世帯数、林地伐採や土地改変の面積を複数案毎に定量的に示すことは有効といえる一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目もある。また、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性的な評価を採用することも考え得る。
- ✓ 道路やメトロ・鉄道等、延長が長く、区間によって環境社会の状況や影響が異なる場合は、全体の事業計画を適切な区間で分割し、区間毎に代替案検討を行うことが有効である。
- ✓ 今後の参考とするため、代替案検討の手法（定性・定量を含む）や評価項目・指標等について、これまでの助言委員会による助言・論点を踏まえて、セクター別にとりまとめることを検討する。

2. 第 1 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- **相手国政府の意向を踏まえた代替案検討について（運用方針A）**
 - ✓ 相手国政府の意向を評価項目として扱うのか、変更困難な前提条件として扱うのかについて、判断基準と検証手順をあらかじめ整理しておく必要がある。
 - ✓ 「事業を実施しない案」との比較等に留めることも認め、無理に別の代替案を作って検討しなくても良いのではないか。代替案検討に過度な労力をかけるよりも、影響の回避・最小化・軽減・緩和措置の検討に重点を置くことが、実務上現実的である。ただし、「事業を実施しない案」の方が優れている場合や、容認できない重大な環境社会影響が想定される場合には、追加的な代替案を検討すべき。

- **スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に進むことについて（運用方針B）**
 - ✓ スコーピング段階で一案に絞ることが難しい場合は、複数案を暫定的に保持し、追加調査後に推奨案を決定することも認めるべき。その際、予算・期間を考慮し、判断に必要な項目に調査を限定するなどの効率化が必要である。
 - ✓ スコーピング段階における推奨案が必ずしも唯一の決定ではなく、その時点で最も望ましいと考えられる案であり、その後の調査次第で他の代替案が採択される可能性もあることを明確に示すべき。

- **代替案検討にかかる助言委員会の役割について**
 - ✓ 助言委員会は、適切な代替案を決定する立場ではなく、提案された代替案について、経済・財政面や技術面等を踏まえつつ、環境社会配慮の観点から容認可能かを判断し、助言を行う役割を担っている。

以上

WG及び全体会合日程（修正）

	開催日	全体会合（予定）		大項目	議題（小項目）
①	8月24日	9月4日	A	環境社会影響評価の方法	代替案検討の目的と要件
②	8月31日	10月5日	B	用語の解釈と適用	不可分一体、派生的・二次的影響、累積的影響の解釈と要件
③	9月18日	11月6日	C	用語の解釈と適用	・保護区内で事業を実施する場合の要件 ・重要な生息地の解釈と要件
④	9月25日	11月6日	D	環境社会影響評価の方法	ステークホルダー協議、社会的弱者からの意見聴取
⑤	10月23日	12月7日	E	環境社会影響評価の方法	・モニタリングに係る要件 ・モニタリング計画の内容
⑥	10月30日	12月7日	F G H	環境社会影響評価の方法 環境社会影響評価の方法 環境社会影響評価の方法	GHG排出量の推計の方法 再生可能エネルギーの影響 気候変動に起因する災害への対策
⑦	11月27日	1月15日	I	環境社会配慮の手続き	生物多様性にかかる国際的な議論と環境社会配慮
⑧ ⑨	12月21日 12月25日	1月15日	J	環境社会配慮の手続き	民間連携事業・海外投融資案件に適したガイドライン規定導入の適否（プロジェクト向け融資での環境管理フレームワークや住民移転ポリシーフレームワークの適用、事業開始後のJICAの参画等）
⑩	1月29日	2月8日		（予備）	